

◆ ケアマネージャーのための情報誌 ◆

2002.10.1 発行

発行

札幌市介護支援専門員連絡協議会

事務局

札幌市社会福祉協議会地域ケア推進部

札幌市中央区大通西19丁目

札幌市社会福祉総合センター内

TEL 011-612-6110

FAX 011-613-5486

ケアマネ

SAPPORO

第18号

科学性と人間関係性

城西国際大学福祉環境情報学科教授 服部 万里子

1. ケアマネジメント報酬の引き下げは鮎とム子

介護保険が3年目に入り、ケアマネジメントを取り巻く環境は良い面と厳しい面の両面の変化が出てきました。介護施設やサービス事業者が増加し、ケアプランの際にサービスの選択がしやすくなってきました。それだけに漫然とサービスが入っていること甘んじるのではなく、利用者のニーズとサービスの適合性を高めしていくことが求められてきました。

また、老人医療費の自己負担が1~2割に上がり、来年4月からは多くの市町村で介護保険料が値上げされる状況になり、最低の金銭負担で最適サービスを導入することがますます必要となってきました。

15年度からケアマネジメントの報酬は上がる予定ですが、そうすると、ケアマネジメントに参入する事業者が増加します。今のように「ケアマネージャーが足りない」ので質に問題があっても我慢している」状況は改善されるでしょう。また、将来ケアプランに1割負担が導入されると、利用者がケアマネジメントの内容を吟味し、ケアマネージャーを選択するようになるのは当然でしょう。

2. Evidence based caremanagement(=EBC)

科学的根拠に基づいたケアマネジメント

ケアマネージャーが二極分化していると言われてます。1つはケアマネージャーとしての専門性が発揮できている人と所属する事業所に依存してできない人の分化です。この人たちは「多くの利用者を持たされているので、ケアプランがおろそかになるのが心苦しい」と言います。2つ目は利用者やサービス業者との人間関係の構築に取り組む人とできないケアマネージャーの分化です。この人たちは「ニーズに対応したケアプランが納

得されずに残念だ」と嘆き、「困難事例だ」といいます。

利用者と1回顔をあわせてただで最高ケアプランができて介護ニーズが充足され、在宅生活の質がアップするケアマネジメントなどあるのでしょうか？介護を必要とする状況になってからの生活を、利用者自身がサービスを上手に活用して再構築するように援助するのがケアマネジメントです。高齢期がその人にとり幸せな暮らしになるためには利用者が主体でなければなりません。ケアマネージャーはあくまでサポーターであり、裏方です。

そのためには「何故歩く事や排泄ができなくなったのか」「今までどおりの生活に近づけ、悪化させないためには今は何が必要か」を吟味し、サービス計画を立て、討議し、利用者の経済状態や価値観、介護者の意向を擦り合わせていく働きかけが必要です。その時点ごとに介護ニーズ・利用者のサービス利用の許容量をはかり、常に最適を求めてマッチングを進めていく継続的プロセスがケアマネジメントの過程です。

3. カリスマ的ケアマネージャーは存在しない

ケアプラン作成には問題の根拠を分析し、介護力を判断し、相手の持つストレングスを把握し生活に生かしていく働きかけが大切です。そして、ケアプランがサービス提供者により実践され、効果が発揮されるためにはケア目標を一致させ、個別的な援助計画に具体化されることが不可欠です。そのためにもサービス事業者との連携が重要です。実践を通してのみ、ケアプランが検証され、サービス内容が吟味されます。近道も抜け道もない世界ではないでしょうか。地道な取り組みから、確実に力をつけていくことにより利用者の生活の質向上として結実化してくるのです。

札幌市からの情報提供

介護支援専門員の技術と質のアップに向けて

札幌市ケアプラン指導研修事業が始まります

平成12年4月に介護保険制度がスタートし、早いもので2年半が経過しようとしています。

当初どのような波乱が起きるか不安と緊張に満ちた空気が漂っていましたが、介護支援専門員や各事業者等関係機関による多大な努力のかいあって無事軟着陸し、制度の浸透とともに現在はおおむね順調な運営状況となっているところです。

こうして動き出した介護保険制度の中で介護支援専門員が、利用者の価値観や個性を尊重して、適切な介護サービスを受けられるようアセスメントの実施・ケアプラン作成からサービス事業者との連携等一連の役割を果たしながら、サービスの調整を図るというケアマネジメント機能をいかに展開発揮していくかが注目の一つとしてありました。

平成14年2月付の『札幌市高齢者意識等調査・札幌市介護保険事業実態調査報告書』の中で現場の介護支援専門員が業務すすめる上で困難や不安について集約した声によると、「給付管理・請求事務業務に追われて時間がない」、「きちんとしたアセスメントを踏まえたケアプランの作成ができない」、「モニタリングが行われていない」、「サービス担当者会議の開催が困難」、「対応困難事例の相談の受入れ先がない」など様々な問題を抱えながら、効果的なケアプランを作成するというプロセスが十分に実行されていない実状が明らかになりました。

制度開始からケアプラン作成とともに不慣れな給付管理業務に追われながらも、事務処理の研修会や各事業者の創意工夫によって事務的作業は軌道に乗り、落ち着きをみせて来てはおりますが、法に規定されているケアマネジメントが適切に行えていない課題は、札幌市の状況のみならず、全国の介護現場に共通した重要な課題にもなっております。

国はこのような介護支援専門員にかかる事態を「喫緊の課題」として優先施策に取り上げ、平成15年度の概算要求においては、資質の向上をさらに促進する上から「モニタリングを

おしたサービスの質の向上」や「苦情への対応を踏まえた質の確保」など実践的な研修カリキュラムを実務研修事業に上乘せするなど、地域における介護支援専門員の支援策を強化することとしており、北海道においても、従来の介護支援専門員の現任研修事業の中に専門研修の追加を図り、また介護支援専門員の相談窓口の設置をするなどにより、地域における身近なところで活動を支援する体制を構築しました。

このように国・都道府県・市区町村の各実施主体レベルにおいて必要な知識及び技術の向上を目的とした事業や対策が打ち出されてきているところから、札幌市としても介護支援専門員が適切なケアプラン作成をとおしてケアマネジメント技術を習得し、それに基づくサービスの質的向上を図るために、平成14年度からケアプラン指導研修事業を実施し、介護保険制度運営の「要」である介護支援専門員の業務支援策を充実強化していく方針を決定したところです。

ケアプラン指導研修事業の他都市の実施状況をみますと、13大都市中9市がすでに実施しており、道内においては13年度実績では8市町村が、14年度計画では13市町村が実施予定となっている状況です。

札幌市におけるケアプラン指導研修事業実施にあたりましては、区の基幹型在宅介護支援センターに業務委託をし、現在、当センターが事務局となって各区における開催日程等の準備作業をすすめておりますが、近々参加案内等の連絡が行く予定です。

同じ介護支援専門員同士や医師、学識経験者、行政など関係職種との意見・経験などを活発に交流して得られた知識や技術を共有化し、専門職が連携して身近な地域で高齢者やその家族を支援するチームケアの視点でケアマネジメント活動を展開していくためにも、積極的に参加していただきますようお願いいたします。

以下、ケアプラン指導研修事業の概要です。

1 事業名

ケアプラン指導研修事業

2 研修受講対象

市内居宅介護支援事業所に勤務する現在の介護支援専門員

3 目的

介護支援専門員のケアマネジメント技術の向上を図り、ケアプラン及び介護保険サービスの質を確保することを目的とする。

4 事業内容

(1) ケアプラン指導研修チームの設置

保健・医療・福祉の専門家からなる「ケアプラン指導研修チーム」を各区の基幹型在宅介護支援センターに設置し、各区において開催する「ケアプラン指導研修会」において、

指導・助言を行う。チームは、以下の5名から構成される。

①学識経験者 1名

学識経験者の立場から社会福祉援助技術等の指導・助言・教育を行う。

②介護支援専門員 2名(実務者1名、基幹型職員1名)

実務者は、ケアプラン作成技術の指導・助言を行う。
基幹型職員は、事例検討会及び研修会の司会進行、全体運営を行う。

③医師 1名

医師の立場から医療知識等の指導・助言・教育を行う。

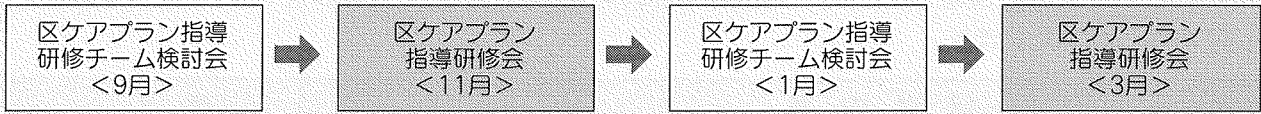
④区保健福祉部職員 1名

行政の立場から指導・助言・教育を行う。

(2) ケアプラン指導研修チームとケアプラン指導研修会の関係

ケアプラン指導研修チームは、ケアプラン指導研修会に向けて事前に提出されたケアプランの、①事例の概要確認、②ケアプラン作成の技術評価、③事例に必要なサービス

と実施可能なサービス範囲、④解決方策等について検討し、「チーム検討→研修会」の過程を踏んで研修会において、その内容に基づいて指導・助言を行う。



(3) ケアプラン指導研修会の開催

介護支援専門員のケアマネジメント技術の向上を図るため、各区の居宅介護支援事業所に勤務する介護支援専門員を対象に、提供される事例をもとに、グループ討議

意見交換を行い、ケアプラン指導研修チームが指導・助言を行う。

目 標	困難事例を抱えている介護支援専門員に対して、グループ討議・意見交換し、参加者全員で解決する
対 象 者	区内の居宅介護支援事業所に勤務する介護支援専門員(全市で約750名)
周 知 方 法	区基幹型在宅介護支援センターから居宅介護支援事業所へ通知による案内
開 催 回 数	各区において年4回(14年度は11月、3月の2回)
開 催 場 所	区民センター会議室等
研 修 方 法	グループワーク方式(1グループ8人程度)。グループワークの際は、各指導者がいくつかのグループを担当し、進め方等の助言も行う
提 出 事 例	居宅介護支援事業所から処遇困難事例(痴呆、精神疾患等)を提出してもらう
修了証明書	研修開催回数の4分の3以上参加した者に年1回交付する(14年度は2回参加)
事例集作成	研修内容をとりまとめ、事例集を年1回作成し、各居宅介護支援事業所へ配布する

5 札幌市ケアプラン指導研修チーム

	医 師	学識経験者	介護支援専門員	介護支援専門員	区保健福祉部
中央	大島 峻 時計台病院院長	高橋 学 北星学園大学 社会福祉学部 助教授	奥田 龍人 医療法人漢仁会 在宅ケア事業推進部 次長	中川 豊美 中央区基幹型在宅介護 支援センター 保健師	大浦 丸 保健福祉一係
北	能登 啓光 能登内科小児科医院 院長	前沢 政次 北海道大学医学部附属 病院総合診療部 教授	伊藤 孝子 財)在宅福祉サービス協会 北相談センター	村田 祥子 北区基幹型在宅介護 支援センター 保健師	笠井 衛二 保健福祉主査
東	三浦 敬一郎 三浦医院院長	岩見 太市 NPOシーズネット代表	井関 丈恵 指定居宅介護支援 事業所ケアプランセンター なえぼ所長	大野 直子 東区基幹型在宅介護 支援センター 社会福祉士	岡本 淳子 保健福祉二係長
白石	近藤 明文 札幌白石循環器病院 院長	久能 由弥 北星学園大学 社会福祉学部 専任講師	羽山 政弘 北郷デイサービスセンター 指定居宅介護 支援事業所所長	高橋 美奈子 白石区基幹型在宅介護 支援センター 保健師	小野 千賀子 保健福祉二係
厚別	仙場 敬三 せんば内科医院院長	太田 貞司 北海道浅井学園大学 人間福祉学部教授	斉藤 潤子 札幌厚別ケアプラン 相談センター所長	水戸部 まり子 厚別区基幹型在宅介護 支援センター 保健師	大森 和子 保健福祉二係長
豊平	松本 修二 松本内科クリニック院長	五十嵐 智嘉子 北海道総合研究調査 常務理事・企画室長	鹿毛 美千子 札幌豊平ケアプラン 相談センター所長	濱 里恵子 豊平区基幹型在宅介護 支援センター 保健師	丹呉 ますみ 保健福祉二係長
清田	慶松 元興 美しが丘病院院長	米本 秀仁 北星学園大学 社会福祉学部 教授	松本 剛一 特別養護老人ホーム 緑愛園副施設長	八木 明美 清田区基幹型在宅介護 支援センター 保健師	後藤 節子 保健福祉二係長
南	伊東 佳澄 ふじのさわ内科 クリニック院長	若狭 重克 北海道浅井学園大学 人間福祉学部 専任講師	藤井 菊恵 ひまわり訪問看護 ステーション 所長	久末 久美子 南区基幹型在宅介護 支援センター 保健師	射場 弘恵 保健福祉二係
西	篠原 正英 札幌山の上病院医療福祉 部長	池田 雅子 北星学園大学 社会福祉学部 助教授	押田 美和子 札幌山の上指定居宅介護 支援事業所所長	五十嵐 悦子 西区基幹型在宅介護 支援センター 保健師	井崎 真美 保健福祉二係
手稲	成松 直人 札幌緑誠病院副院長	大内 高雄 北星学園大学 社会福祉学部 教授	中村 昌美 居宅介護支援事業所 はまなす所長	佐藤 珠美 手稲区基幹型在宅介護 支援センター 社会福祉士	石川 奈津江 保健福祉二係

福祉用具と住宅改修について

介護保険における福祉用具の利用及び住宅改修は、要介護（支援）者の自立支援や生活状況の改善、介護者の負担軽減等を目的として実施されるものです。今回は、制度の利用に際し寄せられた問合せの中から注意を要するケースについてお知らせいたします。

項目	質問内容	回答
福祉用具貸与	途中でサービス提供の開始及び中止を行った場合、報酬の算定は日割り計算を行っても差し支えないか。	福祉用具貸与の報酬については、公定価格を設けず、暦月単位で実勢価格としているところである。問の、貸与期間が1月に満たない場合の取扱いについても一律の基準を設けるものではなく、指定事業者の任意の設定に委ねることとしている。ただし、事業者は、その算定方法を運営規定に記載する必要があるとともに、利用者に対して事前に説明を行い、同意を得ることが必要である。
住宅改修	住宅改修費の支給申請書に添付する領収書については、申請者（当該被保険者）宛名のものですべきと考えるが、（介護保険給付対象外の）他の家屋改造等と一体的に発注をされた場合、当該被保険者外（たとえば家族）宛名の領収書を、申請書の添付書類とすることについての可否は如何。	居宅介護住宅改修費の支給は、介護保険法第40条第4項にもとづき被保険者に保険給付されるものであり、他の住宅改修と一体に工事されたとしても、介護保険の住宅改修の対象となる部分について工事費内訳書で明示し、領収書は被保険者名とする必要がある。

また、去る6月4日に開催された全国介護保険担当課長会議において、国民生活センターがまとめた住宅改修をめぐる昨今のトラブルに関する報告がありました。要旨は次のとおりです。

1 販売方法

- 介護支援専門員（ケアマネジャー）が知識不足でありながら勧誘。
- 介護支援専門員が紹介した関連事業者とトラブル。
- 広告（チラシ）内容が不正確。
- 介護保険適用、市町村の助成金利用等と誘う訪問販売や電話勧誘。
- 「介護支援専門員の紹介で来た」と勧誘（偽り）。

2 取引条件

- 契約内容不明確～契約書なし。あいまいな見積り。
- 説明不十分～施工業者の介護・住宅改修の知識不足。
- 介護保険適用と言いながら適用外（金額・種類）工事も契約。

3 工事内容

- 粗雑～工事のやり直しに応じない。素人のような技術。
- 役に立たない～事業者の説明・知識・経験不足。専門家不在。

4 工事費用

- 見積額があいまい～着工後、限度額（20万円）を超える額を請求等。
- 不要の工事を行い、数百万円を請求。

5 解約

6 事業者の対応・信頼性への不満

7 事故・破損

- 手すり等が破損。骨折やけが。

これらへの対応課題として、「消費者・福祉・建築の各行政の連携強化」や「住宅改修の情報提供と悪質な販売への注意」といった行政への課題とともに、「介護支援専門員（ケアマネジャー）の支援」が挙げられています。

これらの問題を未然に防止するためにも、被保険者から住宅改修の申し出があった場合は、“複数の施工業者から見積りをとる” “事前に区役所に相談する” といった助言を行うとともに、今後も引き続き住宅改修に関する理解を深め、被保険者が安心して在宅生活を営むための支援をお願いいたします。

●●● 介護保険施設でのケアマネジメント④ ●●●

当施設におけるケアプランの実施と経過について

慈啓会特別養護老人ホーム介護課主任 佐藤 雅彦

当施設の朝のミーティングにて…。「本日のケアカンファレンスは〇〇さんの予定です。関係職種の方宜しくお願いします。」…この様な話が、毎日ごく自然に聞かれるようになり私自身も充実した仕事を送らせていただいで日々過ごしております。

介護保険が施行され2年が経過し利用者もより良いサービスを提供してくれる施設を望んでおり、私達共々も含め老人福祉施設職員も最善のサービスを提供できるよう努力しなければなりません。そのひとつとして、利用者の様々なニーズにあった質の高いケアプランが求められています。当施設においても「質の高いケアプラン」には、まだ未成熟かもしれませんが現在に至るまでの経緯を簡単に紹介致します。

当施設では、平成10年より包括的自立支援プログラム(バージョン3)を取り入れ、数多く勉強会を開催するようになりました。

平成11年春よりパソコンを導入。パソコンを可動させる事の出来る人から打ち込みを開始し、不慣れな人は手書きにてプランを作り始めました。この頃から、ケアマネージャーも誕生し、各職種も加わり曜日・時間を取り決めカンファレンスも順調に行えるようになりました。

平成12年夏より介護支援ソフト「WINCARE」を導入。オリジナルのケアプランから「WINCARE」への移行により新しいソフトに対する戸惑いや不安が生じ始めました。その為、ケアプラン委員会を発足・委員がリーダーとなり、新しいソフトへの問題を解決できるよう、小グループやマンツーマンでの勉強会を行いました。

この様に試行錯誤しながら今日に至っておりますが、より良いサービス・ケアプランが提供できるよう情報収集方法も様々において試行してみました。その中で例えば、個々の日常生活の記録を毎日記載していますが、とにかく業務時間内の中でこの作業を遂行するのが大変な事なのでありますが、これも質の高いケア・サービスを提供させていただく為だと感じますので更に努力していきたいと思っております。

当施設においても今後適切なケアプランに基づき利用者の生活を、より支援・援助できるサービスの提供が実現出来る様、また更なる職員の資質向上が図れるよう、また私自身も不十分なところは見直し・学習し、現在の介護福祉における動静に“乗り遅れることのない様”努めて参りたいと強く感じております。

ケアプランの流れ

※カンファレンスの時間を短縮する方法として

※作成日は、原則として 誕生月の翌月とその6か月後

※新入所者はできるだけ早くに

I カンファレンスまで

初 回

- ①ケアチェック表でアセスメントをし、問題点や課題を引き出す。
- ②ケアプランカンファレンスシートに記入し診察室へ(→相談員)。
- ③上記シートが戻ったら、課題の順位をつけて提案。

継 続

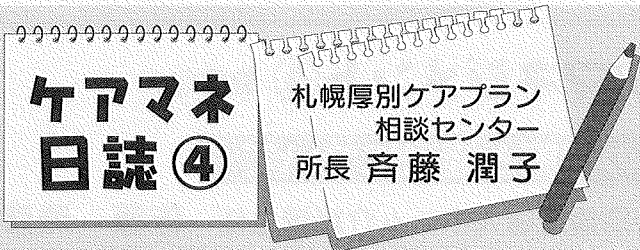
- ①ケアチェック表で変化のあったところを朱書きで訂正。問題点や課題を出す。
- ②ケアプランシートに変化の有無等を記入し、前回のケアプラン表を添付して診察室へ(→相談員)。
- ③上記シートが戻ったら、前回プランの評価をする。また、前回課題の継続、修正、解消等を考えて記入する。
- ④ケアプランシートから新たな課題となるものを見極め、③で残った課題と合わせて順位をつけて提案。
- ⑤カンファレンス…司会を決め、担当者が提案・記録。

II パソコン入力

- ①担当者が介護サービス計画表(1)②に打ち込み、ケアマネへ渡す。
- ②ケアマネは施設サービス計画書を作成(課題が決まらないと総合的な援助の方針が出ないため)。
- ③担当者は「サービス担当者会議の要点」、「日課計画表」を作成し、上記①と②を合わせて完成。
- ④ニーズの3番目までをニーズ表に打ち込み作成する。

III 毎日の記録、個別動静記録

- ①食事チェック表、排便チェック表をその都度記録する。
- ②それを基に、16:15前後から記録の時間をとり、情報交換しながら記入する(離床・入浴・面会など)。
- ③課題の評価記録は、サービス内容が達成されたり、特に問題がない場合は課題番号に○印をつける。特に問題がある場合等はコメントする。
- ④課題外のコメントは下方の空き部分に記入する。
- ⑤月末～翌月4日までに、課題毎の評価をする。
- ⑥随時、介護日誌や毎日の記録や観察等を基に個別動静記録をまとめる。



〇月×日（水曜日）

旧知の指導員さんからケアプランと訪問看護の依頼。目下ケアプランも訪問看護も各自オーバーワーク気味。今受けると自分の首をしめそうと思いつつ、いつものように受けてしまう。(断る事も必要と言われたばかりなのに…)

Nさん87歳男性。肺気腫で入退院を繰り返している。妻は痴呆症の80歳。病気がちな長男と同居されている。私の頭では家の中の状態が眼に浮かぶ。契約の為に調査訪問。いつ掃除したか解らない家。杖にすがってやっと歩いているNさん。妻はいつ入浴されたのかいつ服を着替えたのか不明。いったい食事はどうしているのか、薬は飲んでいるのか。アルコールの臭いもする。古い木製のベッドに横になっているが強い呼吸苦が見られる。背中を高くすると呼吸が楽になる事を説明し背中に毛布を入れ、ベッドのレンタルを勧める。入浴介助や体調の管理、リハビリをしてもらうために訪問看護の説明やヘルパーの説明し、同意される。(されたように見えたが…)さっそく各事業所に連絡し、〇月×日(金)ベッドの搬入が決まり自宅に電話し、長男に伝える。

〇月×日（土曜日）

AM8時電話。「Nだけ勝手にベッドなんか入れて、どうなっているんだ」と立腹されている。泥酔状態。何を話しても「聞いた覚えはない。」の一点張り。水曜の契約はいったい何だったの。このままでは大変な事になるぞと覚悟を決めて「Nさんお酒を飲んでおられるので今日はこれでお話を止めます。月曜日に伺ってもう一度お話しします。ベッドの事はご長男にもお話していますのでお聞き下さい。」

少し冷たく言って電話を切った。

〇月×日（月曜日）

「おはようございます。」アルコールが入っているが先日よりは正気。やっと歩行されている。殆どこちらに関心を示さない。「Nさんお酒を飲まれていますね。先日お話ししたように呼吸が苦しくなるのはお酒のせいもあるんですよ。今より良くなりたい。苦しいのは嫌だと思われるなら、お酒を止めて3食きちんと食べる事を約束して下さい。約束できるなら協力します。もし約束ができないなら契約はすべて中止しましょう。」半分脅かしのような思いで話し辞去する。以前関わったアルコール依存のSさんを思い出す。

〇月×日（火曜日）

「酒止めるから、一回来て欲しい。」と電話が入る。そして、約1ヶ月が経ち「ご飯も3回食べているよ。息子もあきれくらい残さないんだ。ベットから起き上がっても苦しくないし、歩いても足が上がるんだよ。今日は天気が良いから二人でピヤホールに行こうか。」とベット上で多弁に話される。「楽になってよかったですね。でもピヤホールまで行ってビールが飲めないと困るのでもう少しリハビリ続けましょう。」3モーターベットに寝て、トイレ歩行を目指すNさん。妻のYさんは「お父さんのお酒全部隠したの。病気に悪いなんて知らなかったから、のませてしまったものね。私も一緒にリハビリしようかな。」今は利用者の1人になっている。忘れる事も多いけれど以前のお上品な奥様になり今日は珊瑚のネックレスをしている。「Yさん、今日のネックレス素敵ね。」と言うとにっこり笑う可愛いYさん。だからケアマネも訪問看護も1回すると止められないのです。自分の持てる力を総動員して少しでも、その人らしい生き方のお手伝いができること幸せ。その方からエネルギーをもらって又、頑張ろうと思うのです。

● ケアマネジメント基礎講座 ●

- 【目的】 これからケアマネ業務に就こうと考えている方やケアマネ業務について6ヶ月未満の方を対象にケアマネジャーの基礎知識、技術を学び、資質向上を図るために標記講座を開催いたします。
- 【主催】 札幌市介護支援専門員連絡協議会
- 【日時】 平成14年11月9日(土) 9時30分～16時
- 【会場】 札幌市社会福祉総合センター視聴覚室(4階)
(地下鉄東西線「西18丁目」駅下車 徒歩3分)
- 【参加対象】 本会会員でこれからケアマネ業務をする予定の方、ケアマネ業務について6ヶ月未満の方
- 【定員】 50名(先着順)
- 【参加費】 1,000円
- 【内容】
9:30～10:30 「ケアマネジャーの業務と役割について」
NPOシーズネット代表 岩見太市氏
10:30～12:00 「ケアマネジャーに必要な基礎知識」

- 札幌市保健福祉局介護保険課
ケアマネジメント担当係長 葛西正枝氏
- 12:00～13:00 お昼休み
- 13:00～14:30 「アセスメント、担当者会議、モニタリング」
医療法人溪仁会在宅ケア事業推進部長 奥田龍人氏
- 14:30～16:00 「ケアプラン作成と給付管理の実際について」
札幌厚別ケアプラン相談センター所長 斉藤潤子氏
- 【申込方法】 10月31日(木)までに同封の申込用紙によりFAX等にて申し込み下さい。
- 【申込・問い合わせ先】 札幌市社会福祉協議会 地域ケア係【担当 柏・丹内】
札幌市中央区大通西19丁目 札幌市社会福祉総合センター2階
TEL612-6110 FAX613-5486
- 【その他】 会場の駐車場には限りがありますので、公共交通機関をお使い下さい。

トピックス コーポス

1. 老化が防げる?

マウス実験で内臓の働きがおとろえるなどの老化現象はたんぱく質の分解酵素の働きすぎと、東京都老人総合研究所と京都大学の研究チームがアメリカ専門誌に発表。

2. 路上生活者の自立支援のためのホームレス法案(自立支援法案)可決

就労への自立支援と強制排除が表裏一体。

3. あたりまえの健康を考える契機となるか

ダイエット食品による健康被害が増大。634人(うち死者4人)。

4. 今や、介護事業の多数を占めるパートタイマー、その処遇のあり方が問われる

パートタイム労働研究会(厚生労働省)の最終報告がでる。①同じ仕事内容や責任ならパートと正社員の均等処遇を図る②転勤や残業、配転などで会社に縛られる度合いや責任に違いがあっても、賃金の格差は合理的な範囲にとどめ、均衡処遇をはかるなど労働条件の是正を求めているが、法政化は先送りの見込み。

5. 生活保護ケースワーカーの悲鳴

生活保護担当ケースワーカー全国研修会(厚生労働省)で、現代の生活問題が不況、ホームレス、サラ金、アルコール依存、介護等複雑化傾向が浮き彫りとなり、一人のワーカーにできることの限界や担当ケース数の多さが指摘。ちなみに、ケースワーカーの2割が現業未経験者、ワーカーの不足している福祉事務所は1割強とのこと。

6. 国民総背番号制(住民基本台帳ネットワーク)が8月5日から始動

住基ネットシステムは、99年の改正住民基本台帳法により決定。市町村が持っている6つの情報(①氏名②住所③生年月日④性別⑤番号⑥これらの変更履歴)を地方自治情報センターが一元的に管理する仕組みで、オンライン化3法が成立した場合、1万数千件の事務で利用可能となる。先駆けて実施している諸外国では弊害も報告されている。(1)本人以外でも住民登録番号によって銀行口座番号、通信販売番号などを含むほとんどすべての記録簿を開ける鍵が得られる(スウェーデン) (2)他人の番号を使ってクレジットカードを不正に発行してもらい、多額の買い物をする犯罪の手口(アメリカ)など多くの問題もあり、「システム利用の安易に拡大を図らない」とする国会の付帯決議の実行を要注視。

7. サラリーマンの医療費3割負担に

来年4月からサラリーマン本人は入院・外来とも3割(現

行2割)、家族も入院の2割負担が3割(家族の外来は現行2割)。

8. 自立と保障は表裏一体

日本人の平均寿命は、女性84.93歳、男性78.07歳と厚生労働省が簡易生命表で明らかにした。「生かされる時代」から「生きる時代」への確固たる公私に及ぶ責務が求められる。

9. 社会保障関係費抑制

(厚生労働省来年度の概算要求基準)

社会保障全体の伸びが1300億円～2200億円程度に抑制の方向。障害福祉分野では、特別児童扶養手当(重度障害で月額51,500円)、障害児福祉手当(同14,610円)、特別障害者手当(月額26,860円)などを年間1,000円～3,700円程度引き下げること検討。

10. 生活が苦しい(厚生労働省2001年国民生活基礎調査)

「生活が苦しい」と答えたのは、18歳未満のこどものいる世帯では59.3%、高齢者世帯44.3%であった。

また、(高齢者の経済生活に関する意識調査)では、現在の暮らし向きについて「心配なく暮らしている」が72%、「成年後見制度」については、「利用しない・分からない」が80%を占めている。

11. 女性と老老介護の実態

(厚生労働省2001年国民生活基礎調査)

介護世帯での主な介護者は同居の配偶者(25.9%)、子供の配偶者(22.5%)、子供(19.9%)で男女別では女性が76.4%を占め、このうちの5割が60歳以上となっている。

12. 希薄化する文字文化(国立教育政策研究所全国調査)

高校生の100人に20人が教科書より厚い本を読んだことがないと回答。

13. 2003年度から2007年度までの第1号被保険者の保険料が明らかになる

時期保険料の平均は3,241円、現行比11.3%増。保険者ごとでは1,000円～1,500円以下が0.2%と最も少なく、2,500円～3,000円が32.6%と保険者の中で最も多く、6,000円以上の保険料を予定している保険者が6つあった。

13. 長寿番付が発表(厚生労働省)

100歳以上の高齢者は全国で17,934人(男性2,875人女性15,059人)、最高齢は115歳の女性、北海道の100歳以上は747人で最高齢は108歳の男性。

掲示板コーナー

日時の末尾に(※)が付いている定例会は、他区支部の会員も参加できますので、ご確認のうえ、ご参加下さい。

中央区支部定例会

日時▶10月21日(月)18時30分～(※)
会場▶札幌市社会福祉総合センター
テーマ▶サービス事業所の事業内容紹介①
(入所・短期入所等)
問い合わせ先▶中央区基幹型在宅介護支援センター
☎281-6113

北区支部定例会

日時▶①10月23日(水)18時30分～(※)
②11月27日(水)18時30分～(※)
会場▶北区民センター
テーマ▶①生活保護勉強会
②事例検討
問い合わせ先▶北区基幹型在宅介護支援センター
☎757-6113

東区支部定例会

日時▶11月20日(水)18時30分～
会場▶東保健センター
テーマ▶グループセッションによる事例検討
問い合わせ先▶東区基幹型在宅介護支援センター
☎741-6401

白石区支部定例会

日時▶11月(未定)18時30分～
会場▶白石区民センター
テーマ▶未定
問い合わせ先▶白石区基幹型在宅介護支援センター
☎861-6116

厚別区支部定例会

日時▶①10月8日(火)18時～(※)
②11月12日(火)18時～(※)
会場▶厚別区民センター
テーマ▶①医療保険制度の改正について
②介護支援専門員自己評価基準について
問い合わせ先▶厚別区基幹型在宅介護支援センター
☎895-6101

豊平区支部定例会

日時▶①10月22日(火)18時30分～(※)
②11月19日(火)18時30分～(※)
会場▶豊平区民センター
テーマ▶①高齢者の精神疾患に対する実践的な対応
②高齢者の精神疾患について
講師▶①あしつべつ病院医療相談室室長 富田 政義 氏
②札幌市精神保健福祉センター所長 築島 健 氏
問い合わせ先▶豊平区基幹型在宅介護支援センター
☎815-6108

清田区支部定例会

日時▶11月21日(木)18時30分～(※)
会場▶清田総合庁舎大会議室
テーマ▶支援費制度と介護保険制度との整理
問い合わせ先▶清田区基幹型在宅介護支援センター
☎885-6109

南区支部定例会

日時▶11月11日(月)18時30分～(※)
会場▶南区民センター
テーマ▶テーマ別グループディスカッション
-ケアマネの苦情・悩みをだしあおう-
問い合わせ先▶南区基幹型在宅介護支援センター
☎582-6104

西区支部定例会

日時▶11月19日(火)18時30分～(※)
会場▶西区民センター
テーマ▶未定
問い合わせ先▶西区基幹型在宅介護支援センター
☎614-6105

手稲区支部定例会

日時▶10月16日(水)18時30分～20時30分(※)
会場▶手稲区民センター
テーマ▶「訪問介護での2区分を考える・ケアマネの未来」
講師▶北星学園大学社会福祉学部助教授 島津 淳 氏
問い合わせ先▶手稲区基幹型在宅介護支援センター
☎695-6113

編集後記

☆札幌市ケアプラン指導研修事業が9月からスタートしています。11月には各区でケアプラン指導研修会が開催されますので、是非参加してください。事例提出にもご協力をお願いします。テーマは“気づき”です。
☆北海道主催のケアマネジメンタリーリーダー養成研修会も年内には動きがありそうです。詳細がわかり次第、報告させていただきます。
☆支援費制度も報酬単価等が発表され、来年4月のスタートに向け、急ピッチで準備が進められています。介護保険制度とは切っても切れない制度ですので、再度、折を見て取り上げたいと思います。
☆スポーツの秋。たまには体を動かし、リフレッシュしましょう。心と体の健康が大切です。(志朗)